

Q.

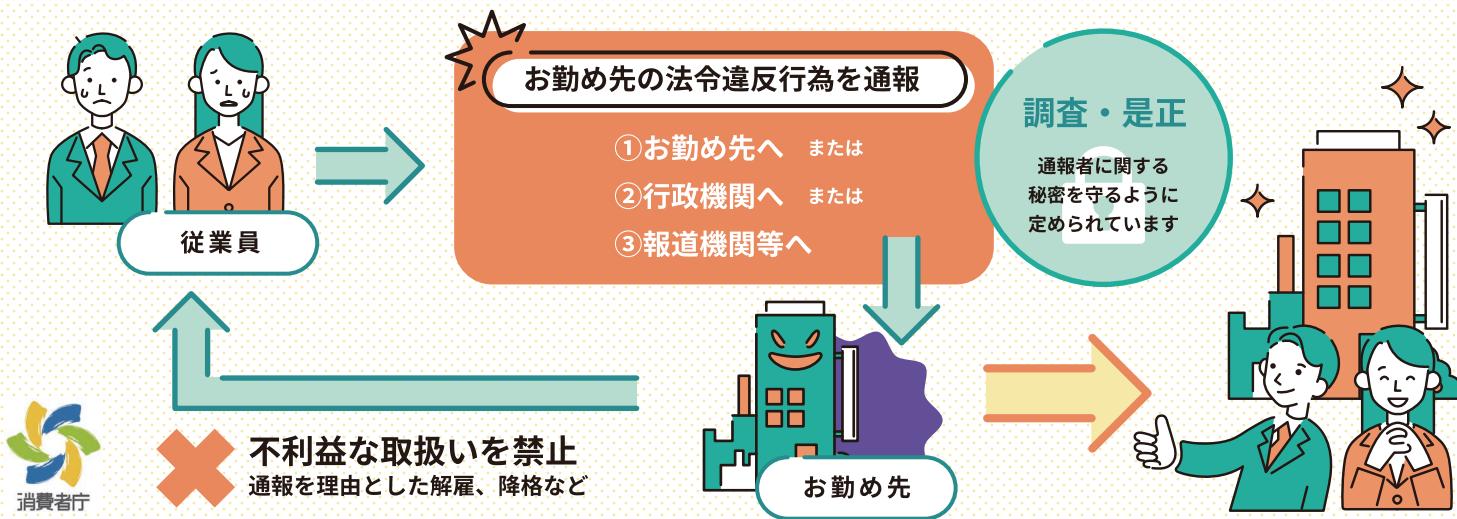
あなたのお勤め先に 内部通報窓口は ありますか？

保険金不正請求
品質データ改竄
性犯罪
粉飾会計
食品偽装・…



公益通報者保護法とは

「公益通報者保護法」は、従業員が、お勤め先の不正行為を通報したこと（公益通報）を理由とする、解雇や降格、不自然な異動などの不利益な取扱いから保護されるための条件を定めています。従業員が 301 人以上のお勤め先には、内部通報窓口の設置義務があります。



通報できる人

公益通報者保護法上、保護の対象となる通報者の範囲



従業員

正社員、派遣社員、アルバイト、パートタイマー、業務委託先の従業員や派遣社員



役員

取締役や監査役など、企業（業務委託先を含む）の経営に携わっている人



退職者

退職して1年以内の従業員

通報できる内容

公益通報の対象となるのは、公益通報者保護法や政令で定められた法律に違反する犯罪行為や過料にあたる行為であり、全ての法令違反行為ではありません。

公益通報の対象となる法律（例）

個人の生命・身体の保護	・刑法 ・食品衛生法 ・道路運送車両法 ・建築基準法 ・家畜伝染病予防法 ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
消費者の利益の擁護	・金融商品取引法 ・食品表示法 ・電気事業法 ・景品表示法
環境の保全	・大気汚染防止法 ・廃棄物処理法 ・水質汚濁防止法 ・土壤汚染対策法 ・悪臭防止法
公正な競争の確保	・独占禁止法 ・不正競争防止法 ・下請け代金支払遅延等防止法
その他	・個人情報保護法 ・労働基準法 ・著作権法 ・不正アクセス禁止法



通報できる先

公益通報の対象となる通報先は3種類で、それぞれ不利益な取扱いから保護されるための条件が異なります。

①お勤め先（内部通報窓口、上司など）

【保護の条件】不正があると思うこと

②行政機関

【保護の条件】(i) 不正があると信じるに足りる相当の理由があること（目撃情報・証拠があることなど）、又は、(ii) 不正があると思い、氏名などを記載した書面を提出すること

③報道機関等

【保護の条件】(i) 不正があると信じるに足りる相当の理由があること（目撃情報・証拠があることなど）、及び、(ii) 証拠が隠滅されるおそれが高い、組織内で不正が蔓延しているなどの事情があること

通報しても、大丈夫？



通報をしたら、それを理由に解雇や降格、不自然な異動など、お勤め先からの報復を受けるのではないかと不安になる方もいると思います。ですが、公益通報にあたる通報であれば、①通報者に対する不利益な取扱い②通報者に対する損害賠償請求③通報者を特定する情報の漏洩が禁止されています。

あなた自身はもとより、会社、同僚、顧客、取引先、消費者、株主などを守るために、お勤め先の不正行為を把握したら、早期に通報し、不正行為を止めることが重要です。

公益通報者保護法について、さらに詳しい情報はこちら

消費者庁ウェブサイト はじめての公益通報者保護法

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_partnerships/whistleblower_protection_system/hajimete

消費者庁 内部通報

